

令和8年第2回（2月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	3

発議案第 1 号

袖ヶ浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 2 月 20 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	根本 駿輔
賛成者	同	佐藤 博文
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	木村 淑子
同	同	稲毛 茂徳
同	同	在原 直樹
同	同	励波 久子
同	同	笹生 猛

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

袖ヶ浦市行政組織条例が改正され、部が新設及び名称変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市議会委員会条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市議会委員会条例（昭和58年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民子育て部の所管に属する事項」を「市民生活部、健康こども部の所管に属する事項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、文教福祉常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「旧委員長等」という。）であった者は、この条例の施行の日をもって文教福祉常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「新委員長等」という。）となるものとし、新委員長等の任期は、旧委員長等の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定による文教福祉常任委員会の閉会中の継続調査は、この条例による改正後の条例の規定による文教福祉常任委員会における閉会中の継続調査とみなす。